

建築確認・検査におけるBIMデータ審査の導入に関する基本構想 別表

令和8年9月18日
国土交通省

WGでの検討に当たっては、審査の効率性の向上への寄与及び設計の負担軽減(又は負担増)の程度並びに検討にかかる工数(※)を踏まえ、原則として、本別表に記載の「◎」「○」の順に優先して行うこととする。

※過年度に建築BIM推進会議部会3又は部会5において検討が行なわれ、検討期間の短縮が見込まれる場合を含む。

なお、本別表は、図書に明示すべき事項を定める建築基準法施行規則第1条の3第1項表1等において規定される条項をもとに整理したものである。構造計算書、増改築(法第87条の7)、建築基準関係規定(令第9条)及び告示に関する審査事項については、本別表において対象外としている。

条項	見出し	審査対象の要件	検討の優先順位
共通	- 敷地境界線、敷地内の建築物の位置、申請建築物と他の建築物 - 擁壁の有無、敷地と隣地や道路との高低差、道路境界線 - 道路の位置、幅員 - 下水管の位置、排水経路、処理経路 - 下水溝の位置、排水経路、処理経路 - ためますの位置、排水経路、処理経路 - 間取、各室の用途、各室の床面積 壁、筋かい、通し柱、開口部、外壁の位置、種類等	全ての建築物	◎
法20条	構造部材等	構造部材の耐久、基礎、屋根ふき材等	○
	木造	木造の構造部分	○
	組積造	れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造の構造部分	
	補強コンクリートブロック造	補強コンクリートブロック造の構造部分	
	鉄骨造	鉄骨造の構造部分	○
	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造の構造部分	○
	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分	○
	無筋コンクリート造	無筋コンクリートの構造部分	
	構造方法に関する補則	プレストレストコンクリート造等の構造部分	
	建築設備の構造強度	建築設備	
	枠組壁工法を用いた建築物等の構造方法	枠組壁工法	
	構造耐力(法20条2項)	構造別棟	○
法21条	大規模の建築物の主要構造部等	【法21条1項】 主要構造部に木材等の可燃材料を用いたもので、 ・地階を除く階数が4以上 ・高さ16m超 ・特殊建築物(倉庫、自動車車庫等)で高さ13m超	
		【法21条2項】 延べ面積が3,000m ² 超	○
法22条	屋根	指定区域内	
法23条	外壁	指定区域内	○
法24条	建築物が第22条第1項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置	指定区域内	○
法25条	大規模の木造建築物等の外壁等	延べ面積が1,000m ² を超える木造建築物等	○
法26条	防火壁等	延べ面積が1,000m ² 超	
法27条	耐火建築物等としなければならない特殊建築物	特殊建築物(別表第1、2)	

法28条	居室の採光及び換気	【法28条1項、4項】 住宅、学校、病院、診療所、寄宿舍、下宿等	◎
		【法28条2項、3項】 居室、特殊建築物(別表1)の居室、火気使用 室	◎
法28条の2	石綿その他の物質の飛散又は発散に対する 衛生上の措置	【法28条の2 一号・二号】 石綿等の添加	○
		【法28条の2 三号】 居室	
法29条	地階における住宅等の居室	住宅の居室、学校の教室、病院の病室、寄宿 舎の寝室で地階に設けるもの	
法30条	長屋又は共同住宅の各戸の界壁	長屋、共同住宅	○
法31条	便所	【法31条1項】 下水道処理区域内	○
		【法31条2項】 尿尿浄化槽	
法32条	電気設備	電気事業法	
法33条	避雷設備	高さ20m超	○
法34条	昇降機	【法34条1項】 昇降機	○
		【法34条2項】 高さ31m超	○
法35条	【令5章2節】 廊下、避難階段及び出入口	特殊建築物(別表1)、階数が3以上、無窓居 室、延べ面積が1,000m ² 超	
	【令5章3節】 排煙設備	特殊建築物(別表1)で延べ床面積が500m ² 超、階数が3以上で延べ床面積が500m ² 超、無窓居室、延べ面積が1,000m ² 超の建 築物の居室で床面積が200m ² 超	◎
	【令5章4節】 非常用の照明装置	特殊建築物(別表1)で延べ床面積が500m ² 超、階数が3以上で延べ床面積が500m ² 超、無窓居室、延べ面積が1,000m ² 超の建 築物	◎
	【令5章5節】 非常用の進入口	高さ31m以下の部分にある3階以上の階	
	【令5章6節】 敷地内の避難上及び消化上必要な通路等	特殊建築物(別表1)、階数が3以上、無窓居 室、延べ面積が1,000m ² 超	
	【令5章の3】 避難上の安全の検証	避難安全検証法	
法35条の2	特殊建築物等の内装	特殊建築物(別表1)、階数が3以上、無窓居 室、延べ面積が1,000m ² 超、火気使用室	◎
法35条の3	無窓の居室等の主要構造部	無窓居室	
法36条	【令2章2節】 居室の天井高さ、床の高さ及び防湿方法	居室	○
	【令2章3節】 階段	階段	○
	【令第109条の2の2】 主要構造部を準耐火構造とした建築物(特 定主要構造部を耐火構造とした建築物を含 む。)の層間変形角	主要構造部が準耐火構造	
	【令112条】 防火区画	準耐火建築物等で延べ面積が1,500m ² 超	◎
	【令114条】 建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁	長屋又は共同住宅の各戸の界壁 学校、病院、診療所、児童福祉施設等 建築面積が300m ² 超えの木造等	
	【施行規則第8条の4】 主要構造部のうち防火上及び避難上支障が ない部分の位置等の表示	主要構造部のうち防火上及び避難上支障が ない部分	○
	【令129条の2の3】 建築設備の構造強度	昇降機以外の建築設備 建築設備の構造強度	
	【令28条～31条、33条及び34条】 便所	便所	
	【令115条】 煙突	煙突	○
	【令129条の2の4】 配管設備	給水、排水その他の配管設備	

	【令129条の2の5】 換気設備	換気設備	
	【令129条の2の6】 冷却塔設備	冷却塔設備	
法37条	建築材料	指定建築材料	○
法41条の2	適用区域	都市計画区域内	○
法43条	敷地等と道路との関係	原則 法43条2項第一号の認定又は同項第二号の許可	
法44条	道路内の建築制限	原則 法44条1項第二号若しくは第四号の許可又は同項第三号の認定	○
法47条	壁面線による建築制限	原則 法47条ただし書の許可	○
法48条	用途地域等	用途地域内	
法51条	卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置	卸売市場等 法51条ただし書の許可	○
法52条	容積率	原則 法52条10項、11項又は14項の許可	◎
法53条	建蔽率	原則 法53条4項、5項又は6項第三号の許可	◎
法53条の2	建築物の敷地面積	原則 法53条の2第1項第三号又は第四号の許可	◎
法54条	第一種低層住居専用地域等内における外壁の後退距離	第一種低層住居専用地域等内	◎
法55条	第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度	第一種低層住居専用地域等内 法55条2項の認定又は同条3項若しくは4項の許可	◎
法56条	建築物の各部分の高さ	原則 天空率	◎
法56条の2	日影による中高層の建築物の高さの制限	高さ10m超等	
法57条	高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和	原則 法57条1項の認定	○
法57条の2	特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例	特例容積率適用地区内	○
法57条の4	特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度	原則 法57条の4第1項ただし書の許可	○
法57条の5	高層住居誘導地区	高層住居誘導地区内	
法58条	高度地区	原則 法58条2項の許可	
法59条	高度利用地区	原則 法59条1項第三号又は第四項の許可	○
法59条の2	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例	法59条の2第1項の許可	
法60条	特定街区	特定街区内	○
法60条の2	都市再生特別地区	原則 法60条の2第1項第三号の許可	○
法60条の2の2	居住環境向上用途誘導地区	原則 法60条の2の2第1項第二号又は第三項ただし書の許可	○
法60条の3	特定用途誘導地区	原則 法60条の3第1項第三号又は第二項ただし書の許可	○
法61条	防火地域及び準防火地域内の建築物	防火地域及び準防火地域内	
法62条	屋根	防火地域及び準防火地域内	
法63条	隣地境界線に接する外壁	防火地域及び準防火地域内	○
法64条	看板等の防火措置	防火地域内	○
法65条	建築物が防火地域又は準防火地域の内外にわたる場合の措置等	防火地域及び準防火地域内	○

法67条	特定防災街区整備地区	原則	○
		法67条3項二号、5項二号又は9項二号の許可	
法68条	特定防災街区整備地区	原則	○
		法68条1項第二号、2項第二号若しくは3項第二号の許可又は同条5項の認定	
法68条の3～ 法68条7	再開発等促進区等内の制限の緩和等	再開発等促進区等内	
法84条の2	簡易な構造の建築物に対する制限の緩和	簡易な構造の建築物	
法85条～ 法86条の6	仮設建築物に対する制限の緩和等	仮設建築物等	
法86条の9	公共事業の施行等による敷地面積の減少についての第3条等の規定の準用		
法87条の3	建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和	一時的な用途変更	